

平成18年度 事務事業評価表

所属 06040000

環境部 環境課

事務事業	134201 環境行動推進（環境行動計画の推進）					
	事業区分	経常事業	施策体系	1342	生活環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	全ての区民（平成17年4月1日現在）437,523人 微増傾向					
事務事業意図	区・事業者・区民が、環境に配慮した行動をとり、持続的発展可能な地域社会となっている。					
事務事業手段	平成8年度から実施。区：区自らが第2次環境行動計画（平成16～18年度）に掲げた省エネ、省資源・リサイクルなどに向けて、環境行動推進本部会の開催、庁内関係各課との連携、職員研修及びエコ通信等による情報提供など、温室効果ガスの排出抑制（平成14年度比で3%削減）を推進する。取組結果は、毎年「広報かつしか」等で公表する。事業者への支援：中小事業者に対するエコアクション21（環境省所管）及びグリーン経営マニュアル（交通エコロジー・モビリティ財団所管）を活用した環境経営導入（認証取得）講座の開催、認証取得費用助成制度の創設 区民への支援：エコライフ推進事業実施					
根拠法令	環境基本法・地球温暖化対策推進法					
現状と課題	京都議定書発効（平成17年2月16日）により、平成20～24年の間に、平成2年比でマイナス6%の温室効果ガスの削減がわが国に義務付けられました。この削減を達成するためには、本区としても、区自ら率先して温室効果ガスの削減に取り組むとともに、事業者や家庭への働きかけを推進する必要がある。					
成果・活動指標	成果指標1：温室効果ガス総排出量削減率 目標：平成18年度までに平成14年度比3%削減、成果指標2：環境経営導入（認証取得）への講座参加事業者数 目標：18年度までに50社、活動指標1：全てのエネルギー使用などに伴う温室効果ガス排出量（基準年度：平成14年度27,232.4t）活動指標2：環境経営導入（認証取得）に向けた講座開催回数					
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	-2.00	-3.00		
		実績	1.00			
	成果指標2 [社]	予定	50.00	50.00		
		実績	42.00			
	活動指標1 [t]	予定	26,687.00	26,415.00		
		実績	27,504.00			
		単位コスト	0.79			
	活動指標2 [回]	予定	2.00	2.00		
		実績	2.00			
		単位コスト	10,813.50			
トータルコスト (千円)	予定		36,328			
	実績	21,627				
総合評価	拡充。国の定める「京都議定書目標達成計画」に則して、温室効果ガスを抑制するための計画を策定し具体的な取り組んでいかなければならないことから、引き続き、区が実施すべきであるが、区民や事業者を対象とした事業のほか、屋上緑化の推進など、区の取り組みをさらに充実するなど先導的な役割を果たせるよう、拡充するべきである。					
事業評価	事業の必要性	はい。国の定める「京都議定書目標達成計画」に則して、温室効果ガスを抑制するための計画を策定し具体的に取組んでいかなければならないことから、区が積極的に実施すべき事業である。				
	民間活用	実施済。より実効性のある対策の推進を図るためには、事業者の理解と協力が不可欠であることから、積極的な活用が必要である。				
	成果向上余地	はい。区民や事業者を対象とした事業のほか、屋上緑化の推進など、区の取り組みをさらに充実することで、先導的な役割を果たすことから、より効果を上げる余地はある。				
	経費削減余地	あまりない。京都議定書に定められた目標を達成するためには、さらに様々な取り組みを展開する必要があることから、現時点ではコストを下げる余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06040000

事務事業 134201

環境部 環境課

環境行動推進（環境行動計画の推進）

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		33,178		
	直接費	事業費	(6)		2,728		
	職員人件費	人件費	(7)		30,450		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		3.50		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		3.50		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		3,150		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		3,150			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		36,328			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	19,557			
	直接費	事業費	(25)	467			
	職員人件費	人件費	(26)	19,090			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	2.30			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	2.30			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	2,070			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	2,070				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	21,627				

平成18年度 事務事業評価表

所属 06040000
環境部 環境課

事務事業	134202 大気汚染監視測定					
	事業区分	経常事業	施策体系	1342	生活環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区内の大気 監視測定項目（大気汚染物質7 気象要素4 大気中ダイオキシン類）					
事務事業意図	区内の大気汚染状況を把握し、大気汚染防止のための基礎資料とするとともに区民に公表する。また、光化学スモッグ発令情報を周知する。					
事務事業手段	「昭和46年開始」区内4箇所に設置した測定局（水元一般環境大気測定局、新宿自動車排出ガス測定局、堀切自動車排出ガス測定局、たつみ自動車排出ガス測定局）で、二酸化窒素等の大気汚染物質を毎年、1時間毎に測定する。区内4地点の二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気汚染状況をそれぞれ年に1回8週間測定する。区内2地点（区役所、水元図書館）で年4回大気中ダイオキシン類を測定する。都が発令する光化学スモッグ発令情報をファクシミリ（学校情報、注意報）、防災無線（警報、重大緊急報）等で周知する。監視測定結果は、環境白書、報告書、ホームページ等を用いて公表する。					
根拠法令	環境基本法 大気汚染防止法 光化学スモッグ緊急時対策要綱					
現状と課題	浮遊粒子状物質の濃度は低下してきている。二酸化窒素は、自動車排出ガス測定局の測定結果では、環境基準を達成した状況とはいえない。光化学オキシダントは、環境基準を達成していない。ダイオキシン類は、環境基準を下回っている。将来大気汚染常時監視事務の区への移管が行われる場合には、測定局のあり方を見直していく必要がある。					
成果・活動指標	成果指標1：公表回数 成果指標2：光化学スモッグ発令情報周知件数 活動指標1：延監視測定項目数 活動指標2：光化学スモッグ発令情報送付先数					
目標達成状況	成果指標1 [回]	予定	平成17年度 5.00	平成18年度 5.00		
		実績	5.00			
	成果指標2 [件]	予定	25.00	20.00		
		実績	27.00			
	活動指標1 [点]	予定	36.00	36.00		
		実績	36.00			
		単位数	719.47			
	活動指標2 [箇所]	予定	347.00	347.00		
		実績	360.00			
		単位数	71.95			
トータルコスト (千円)	予定		33,236			
	実績	25,901				
総合評価	継続。本事業は、大気汚染状況について継続してデータを収集・把握することで、環境保全事業の基礎資料となっている。また、区独自に大気環境の基礎的データを得るとともに区内の大気汚染の状況を情報提供するための業務であり、OA化や測定業務の委託化がされていることから、継続するのが適当である。					
事務事業評価	事業の必要性	はい。大気汚染状況について継続してデータを収集・把握することで、環境保全事業の基礎資料となっている。また、国や都、関係機関などへ働きかける場合などの基礎的データを得るには、区独自に区内の大気汚染状況を把握しておく必要がある。				
	民間活用	実施済。測定及び自動測定機器の保守管理はすべて委託化されている。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。公表時期を早めたり、表現の工夫をすることはできるが、成果向上余地についてはどちらとも言えない。				
	経費削減余地	いいえ。大気汚染の監視測定、光化学スモッグ発令情報の周知ともにOA化されている。機器の保守管理、ダイオキシン類の測定等も委託化されている。また、15年度末には大気汚染測定車を廃止したことから、経費削減余地はほとんどないと思われる。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06040000

事務事業 134202

環境部 環境課

大気汚染監視測定

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		32,426		
	直接費	事業費	(6)		24,596		
	職員人件費	人件費	(7)		7,830		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.90		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.90		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		810		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)		810		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)		33,236		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	25,091			
	直接費	事業費	(25)	17,621			
	職員人件費	人件費	(26)	7,470			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.90			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.90			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	810			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	810			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	25,901			

平成18年度 事務事業評価表

所属 06040000

環境部 環境課

事務事業	134203 水質汚濁監視測定					
	事業区分	経常事業	施策体系	1342	生活環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	区内河川、池、水路の水質（監視測定河川4、池・水路7）					
事務事業意図	区内の河川や池、水路の水質汚濁状況を把握し、水質汚濁防止のための基礎資料とするとともに区民に公表する。					
事務事業手段	[昭和43年度開始]江戸川（葛飾大橋）、新中川（細田橋）の各1地点で毎月、綾瀬川（水戸橋、木根川橋）の2地点で年2回、水元小合溜（旧山王台公園、水元大橋、内溜）の3地点で隔月、池・水路5地点で年4回（2地点は隔年）、pH（水素イオン濃度指数）、BOD（生物化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）等の測定を行う。監視測定結果は、環境白書・報告書、情報誌、ホームページ等を用いて公表する。					
根拠法令	環境基本法 水質汚濁防止法					
現状と課題	水質汚濁常時監視事務、ダイオキシン類の常時監視事務が区へ移管された場合は、都が行っている調査を区が行うこととなるため、調査地点、調査項目を見直す必要がある。また、調査地点、調査回数とも増加が予想される。区内の河川は、ほぼBODの環境基準を達成している状況にある。池は、富栄養化の傾向が見られる。					
成果・活動指標	成果指標1：公表回数 成果指標2：関係機関への報告回数 活動指標1：延測定調査回数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度		
	成果指標1 [回]	予定	7.00	7.00		
		実績	7.00			
	成果指標2 [回]	予定	3.00	3.00		
		実績	3.00			
	活動指標1 [回]	予定	66.00	66.00		
		実績	66.00			
		単位数	48.98			
	活動指標2 []	予定				
		実績				
単位数						
トータルコスト (千円)	予定		3,582			
	実績	3,233				
総合評価	継続。本事業は、河川や池・水路等の水質汚濁の状況を把握し、水辺環境の保全や整備を進める上で必要な基礎的データを得るとともに区内の河川や池・水路の水質の状況を情報提供するための業務であり、業務の委託化もされていることから継続するのが適当である。					
事務事業評価	事業の必要性	はい。河川等の水質のデータを得るとともに水質の状況を情報提供するための業務であり、区が実施すべき事業である。また、河川の水質改善を国や都へ働きかける場合などの基礎的データを得るには、区独自に区内の水質の状況を把握しておく必要がある。				
	民間活用	実施済。調査は、採水も含め委託化されている。				
	成果向上余地	どちらともいえない。調査結果を分かりやすくするよう工夫を加えることはできるが、隔年調査の地点を設けることで、年間の調査回数を増加させずに調査地点を増やしたことから、成果向上余地についてはどちらともいえない。				
	経費削減余地	あまりない。これまでに調査業務を委託化し、調査地点も絞ってきた。また、隔年で調査を行う地点も設定したため、経費削減余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06040000

事務事業 134203

環境部 環境課

水質汚濁監視測定

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		3,492		
	直接費	事業費	(6)		2,622		
	職員人件費	人件費	(7)		870		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.10		
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)		90		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)		3,582		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	3,143			
	直接費	事業費	(25)	2,313			
	職員人件費	人件費	(26)	830			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10			
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	90			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	3,233			

事務事業	134204 交通騒音・振動調査					
	事業区分	経常事業	施策体系	1342	生活環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区内道路鉄道の騒音・振動					
事務事業意図	道路沿道、鉄道沿線の交通騒音・振動の状況を把握し、周辺地域の騒音・振動防止のための基礎資料にするとともに交通騒音・振動の状況を区民に公表する。					
事務事業手段	[昭和46年度開始] 道路 幹線道路、首都高速道路沿道等の騒音振動を24地点で、年1回測定する。自動車騒音常時監視 15年度から区の事務として騒音規制法に基づいて、6評価区間を調査し面的評価を行う。 鉄道 4地点で年1回騒音・振動の測定を行う。					
根拠法令	騒音規制法、振動規制法					
現状と課題	15年度に騒音規制法・振動規制法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定及び自動車騒音の常時監視事務が都から移管されたことにとともに、15年度から自動車騒音常時監視を委託にて実施している。また、他の測定についても全て委託化して実施している。調査結果をもとに、道路管理者等により積極的に働きかける必要がある。					
成果・活動指標	成果指標1：公表回数 成果指標2：関係機関への報告回数 活動指標1：延測定調査回数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度		
	成果指標1 [回]	予定	2.00	2.00		
		実績	2.00			
	成果指標2 [回]	予定	2.00	2.00		
		実績	2.00			
	活動指標1 [回]	予定	68.00	68.00		
		実績	68.00			
		単位数	150.03			
	活動指標2 []	予定				
		実績				
単位数						
トータルコスト (千円)	予定		11,106			
	実績	10,202				
総合評価	継続。道路沿道については、騒音規制法、振動規制法に基づいて行っている調査であり、鉄道沿線の調査も含め、交通騒音・振動の実態を把握するとともにその対策を進めるためには継続する必要がある。					
事業評価	事業の必要性	はい。交通騒音・振動の状況を把握することで、区だけではなく、国や都の環境行政、道路騒音対策の基礎資料となっている。				
	民間活用	実施済。調査業務はすべて委託化されている。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。調査結果の有効活用について検討する必要があるが、短期間で大きな成果は上げにくい。				
	経費削減余地	あまりない。平成15年度から新たな事務となった自動車騒音常時監視を含め、調査業務は、すべて委託化されているため経費削減余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06040000

事務事業 134204

環境部 環境課

交通騒音・振動調査

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		10,746		
	直接費	事業費	(6)		7,266		
	職員人件費	人件費	(7)		3,480		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.40		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.40		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		360		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)			360		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			11,106		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	9,842			
	直接費	事業費	(25)	6,522			
	職員人件費	人件費	(26)	3,320			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.40			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.40			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	360			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)			360		
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)		10,202			

平成18年度 事務事業評価表

所属 06040000

【No.205】

環境部 環境課

事務事業	134205 公害発生源規制・指導					
	事業区分	経常事業	施策体系	1342	生活環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	工場、指定作業場等の事業場 建設作業実施者 環境影響評価対象事業					
事務事業意図	工場・事業場等から提出された認可・届出等の事前審査等を行うことにより、事業活動に起因する公害現象の発生を未然に防止し、公害の少ない地域環境とする。					
事務事業手段	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」）、「騒音規制法」、「振動規制法」に基づく工場、指定作業場に係る工場設置や設備変更等のための認可、届出等の審査「騒音規制法」、「振動規制法」対象建設作業に係る届出の審査「東京都環境影響評価条例」対象事業に係る環境保全の見地からの知事への意見書の提出<工場認可事務の流れ> 事前相談→申請書提出（書類の形式審査）→受付（手数料納入、受付簿記入）→内容審査（現場実査等）→決裁→認可書交付→→完成届提出→現場実査（認可書内容確認等）→決裁→認定書交付					
根拠法令	環境確保条例					
現状と課題	近年、有害化学物質対策や土壌汚染対策、アスベストの飛散防止対策のため「環境確保条例」「大気汚染防止法」等法令の整備が進み、大気汚染防止法の一部（アスベスト飛散防止対策関連事務）が平成18年4月1日から、区に移管される等、これらに係る規制指導を適正かつ迅速に進めていく事が課題となっている。					
成果・活動指標	成果指標1：工場・指定作業場の苦情件数割合（％） 目標：21年度までに5.5% 成果指標2：建設作業の苦情件数割合（％） 目標：21年度までに7% 活動指標1：認可、届出指導件数 活動指標2：建設作業届出指導件数					
目標達成状況	成果指標1 [%]	平成17年度	平成18年度			
		予定	6.10	5.80		
	成果指標2 [%]	平成17年度	平成18年度			
		予定	20.00	10.00		
	活動指標1 [件]	平成17年度	平成18年度			
		予定	850.00	870.00		
	活動指標2 [件]	平成17年度	平成18年度			
		予定	350.00	900.00		
	トータルコスト (千円)	平成17年度	平成18年度			
		予定		43,074		
継続。各種法令に基づく事業であり、生活環境の保全のため不可欠である。						
事務事業評価	事業の必要性	はい。環境確保条例及び騒音規制法、振動規制法、東京都環境影響評価条例等に基づき区が行うこととされている事業である。				
	民間活用	実施困難。これらの事務については、法令により区に事務が委任されているものであるため。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。工場、事業場等への認可・届出指導の徹底により、事業型公害苦情の発生をある程度未然に防止できるが、苦情の発生原因には近隣関係等の影響もあり、事業型苦情の発生件数の着実な減少について、どちらかとも言えない状況である。				
	経費削減余地	あまりない。コストの大部分は人件費であり、認可申請や届出の審査にあたっては職員による現場調査や測定業務等が必要であるため、これ以上の人件費の削減は不可能である。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06040000

事務事業 134205

環境部 環境課

公害発生源規制・指導

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		52,453		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		202		
		一般財源	(5)		-12,911		
	直接費	事業費	(6)		3,054		
	職員人件費	人件費	(7)		33,990		
		再雇用職員分	(8)		2,700		
		(職員数:賦課)	(9)		4.20		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		4.20		
	間接費	(12)		0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		3,330		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		3,330			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		43,074			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	51,470			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	193			
		一般財源	(24)	-12,269			
	直接費	事業費	(25)	1,284			
	職員人件費	人件費	(26)	36,710			
		再雇用職員分	(27)	1,400			
		(職員数:賦課)	(28)	4.70			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	4.70			
	間接費	(31)	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	4,230			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	4,230				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	43,624				

平成18年度 事務事業評価表

所属 06040000

【No.206】

環境部 環境課

事務事業	134207 工場等苦情処理					
	事業区分	経常事業	施策体系	1342	生活環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	ばい煙、騒音、振動、悪臭等の公害現象の苦情・相談申立者					
事務事業意図	苦情、相談申立者が受けている公害問題を解決することにより、区民を公害から守る。					
事務事業手段	公害現象に関する苦情や相談に応じ、現地調査等を行い発生原因を究明するとともに、工場や事業場等の発生原因者に対し都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」）や騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等の法令に基づき公害防止のための改善対策の規制、指導を行う。また、近年は産業構造やライフスタイルの変化にともない苦情内容も複雑多岐にわたっており、法令の規定にかかわらず、広く当事者間の紛争の調整にあたらなければならない場合が多くなってきた。					
根拠法令	環境確保条例					
現状と課題	昭和50年代までは工場、指定作業場を発生源とする苦情が多かったが、近年は、日常生活や建設作業などを発生源とする騒音や悪臭、アスベスト粉じん等の苦情が多くなってきており、近隣関係の感情的なトラブルなども含んだ複雑なものとなっているケースも見られる。					
成果・活動指標	成果指標 1：確認処理率 確認処理率（％）＝確認処理件数/苦情件数×100 活動指標 1：苦情件数 活動指標 2：現場指導件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度		
	成果指標 1 [%]	予定	90.00	100.00		
		実績	106.18			
	成果指標 2 []	予定				
		実績				
	活動指標 1 [件]	予定	300.00	300.00		
		実績	259.00			
		単位数	167.64			
	活動指標 2 [件]	予定	1,900.00	1,980.00		
		実績	1,973.00			
単位数		22.01				
トータルコスト (千円)	予定		41,306			
	実績	43,420				
総合評価	継続。法令により、規制指導の権限が区にあることから実施しているものであり、区民を公害から守るうえで不可欠な事業であるため、継続する必要がある。					
事業評価	事業の必要性	はい。環境確保条例及び騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等により規制指導の権限が区にあることと及びこれに付随して実施している事業である。				
	民間活用	実現困難。法令に基づき権限が区に委任されているため。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。法令に基づく認可・届出等の指導により、公害発生をある程度軽減できるが、苦情発生原因には近隣関係や新しい環境問題等の影響があり、着実に苦情件数を減少させるといった効果を上げる余地については、どちらとも言えない状況である。				
	経費削減余地	あまりない。コストの大部分が人件費であり、苦情や相談に応じて、現地調査、発生源への規制指導等を行うが、公害減少等も様々でケースにより繰り返し指導を行う必要があるため、効率化が難しい。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06040000

事務事業 134207

環境部 環境課

工場等苦情処理

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		56,595		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		-18,709		
	直接費	事業費	(6)		326		
	職員人件費	人件費	(7)		34,860		
		再雇用職員分	(8)		2,700		
		(職員数:賦課)	(9)		4.30		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		4.30		
	間接費	(12)		0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		3,420		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		3,420			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		41,306			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	54,211			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	-15,111			
	直接費	事業費	(25)	160			
	職員人件費	人件費	(26)	37,540			
		再雇用職員分	(27)	1,400			
		(職員数:賦課)	(28)	4.80			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	4.80			
	間接費	(31)	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	4,320			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	4,320				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	43,420				

平成18年度 事務事業評価表

所属 06040000
環境部 環境課

事務事業	134208 あき地除草対策事業					
	事業区分	経常事業	施策体系	1342	生活環境	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	あき地（現に人の使用していない土地）の所有者又は管理者					
事務事業意図	あき地の管理を適正に行わせ、雑草が繁茂したまま放置されない状態を保持し生活環境を保全する。					
事務事業手段	昭和45年度開始。あき地の管理が不適正で、雑草（かん木を含む。）が繁茂したまま放置されているため、住民の健康を害し犯罪を発生させる等生活環境を著しくそこなう状態になっているあき地を、区民からの通報や職員の巡回等により発見し、その所有者等に対し、条例に基づき除草を指導する。期限を定めて除草することを勧告し、勧告に従わないときは措置命令や代執行をすることもできる。あき地の所有者等が、自ら除草することができないときは、区は所有者等の依頼を受けて、実費を依頼者から徴収したうえで業者に委託し除草する。また、自主除草のために、草刈機の貸出もを行っている。					
根拠法令	あき地の管理の適正化に関する条例同施行規則					
現状と課題	空き地の管理は所有者や管理者が適正に行うべきであるが、雑草が繁茂し苦情を受けて問題化してから対応するあき地の所有者等もあるので、適正管理に関して意識啓発活動を今後も推進していく必要がある。動力式草刈機の貸出については、機具が老朽化してきており、貸出の必要性について検討していく。					
成果・活動指標	成果指標1：あき地苦情件数 目標 21年度20件 成果指標2：適正管理執行率（除草件数＝区の指導により自主除草した件数＋区に除草を委託して除草した件数）÷（苦情件数）目標：21年度95% 活動指標1：自主除草件数（区の指導により自主的に除草を行なった件数） 活動指標2：除草機具貸出件数					
目標達成状況	成果指標1 [件]	平成17年度	平成18年度			
		予定	27.00	25.00		
	成果指標2 [%]	平成17年度	平成18年度			
		予定	88.90	95.00		
	活動指標1 [件]	平成17年度	平成18年度			
		予定	22.00	20.00		
	活動指標2 [件]	平成17年度	平成18年度			
		予定	50.00	50.00		
	トータルコスト (千円)	平成17年度	平成18年度			
		予定		1,272		
総合評価	継続。あき地の所有者に対して、除草を定期的に行い、あき地を適正に管理する義務が条例上もあることを周知徹底させ、あき地周辺に居住する区民が良好な生活環境を享受できるよう、自主除草を中心としたあき地管理指導を、今後も継続し強化していく。					
事業評価	事業の必要性	はい。適正に管理されていないあき地の所有者や管理者に対し、雑草の自主除草について指導しているが、依然としてあき地の雑草が放置されている現状がある以上、区民の良好な生活環境の保全のために必要な事業である。				
	民間活用	実施済。適正に管理されていないあき地の所有者等に、条例に基づき区が管理指導する必要がある。また、あき地を適正に管理する義務が条例上もあることを周知徹底させるためにも、区が事業主体となって実施すべき事業である。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。雑草が繁茂する前に所有者が自主除草することや、区の指導により自主除草される状況を目指すものであるが、強行に指導してもなかなか除草されなかったり、指導が長引くケースもあり、どちらとも言えない。				
	経費削減余地	あまりない。あき地の自主除草を促進し、区の除草受託の件数が減少することで事務量は若干軽減されるが、大きくコストを下げることにはならず、経費削減の余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 06040000

事務事業 134208

環境部 環境課

あき地除草対策事業

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		146		
		一般財源	(5)		1,036		
	直接費	事業費	(6)		312		
	職員人件費	人件費	(7)		870		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.10		
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)			90		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			1,272		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	243			
		一般財源	(24)	875			
	直接費	事業費	(25)	288			
	職員人件費	人件費	(26)	830			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10			
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)		90			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)		1,208			